

清流

令和2年8月1日発行

令和

2

年度



(安曇川沿岸土地改良区)

第32号



左岸幹線用水路 水路橋
(安曇川町下古賀地先)



目次



- ◆ 理事長あいさつ
令和2年度連絡調整員の紹介 ……2
- ◆ 総代会について
平成30年度決算・令和2年度予算について ……3
県営かんがい排水事業について ……3
- ◆ 賦課金の改定について
転作による減額について ……4
- ◆ 事業関係 ……5
- ◆ こんなときは、届出が必要です
(組合員資格・口座振替・農地転用)
決済金について ……6
- ◆ 組合員様からの声(Q&A) ……7
- ◆ 改良区からのお知らせ ……8

理事長あいさつ

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業推進に対しまして格別なるご理解、ご協力、ご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本年は年明けとともに新型コロナウイルス関連のニュースが報道されるなか、3月14日(土)の第70回通常総代会は、国・県及び高島市からの感染拡大防止対策の要請を受け、当土地改良区設立以来初めてとなる書面議決による開催とさせていただきます。今後、一日も早く終息へと向かうことを願うとともに、組合員の皆様におかれましても、充分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

さて、昨今全国各地で集中豪雨や地震による自然災害が発生し、生活面はもとより、農業面でも大きな被害をもたらしており、国では防災・減災への取り組みとして、国土強靱化対策の推進強化が図られています。

そのような中、国の補助金を受け令和2年度は安曇川の床止工事業計画策定や奥山ダムの耐震調査を実施いたします。

また、当改良区は昭和26年の設立から70年近くが経過しており、幹線用水路等の施設も老朽化が進んでおりますことから、今まで計画的に改修整備を行って参りましたが、まだ多くの未改修区間があり、引き続き整備を進めているところであります。

かんがい用水につきましては、安曇川の河床低下により年々取水が難しくなっておりますことや、昨今の天候不順等により用水不足を来す状況が生じています。とりわけ、本年は暖冬で積雪も非常に少なく、また降雨の少ない状況で春の植え付けを迎えることとなり、必要なかんがい用水を確保することが困難な状況に至りました。組合員の皆様には交互送水によりお願いせざるを得ない状況となり大変ご迷惑をおかけしたところであります。今後におきましても、組合員皆様の節度ある取水にご理解・ご協力くださるようお願い申し上げます。

さて、昨年11月16日(土)の第89回の臨時総代会において、市の助成金削減に伴う経常賦課金の改定と受益地により異なっていた事業賦課金の平準化を図ることについてご承認いただきました。この件につきましては、理事会で幾度も協議を重ね、また総代会ごとにご説明申し上げ、ご承認をいただいた次第でございます。組合員の皆様におかれましても何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、当改良区の適切な管理運営並びに施設の維持管理等の諸課題に対しまして役職員一丸となって取り組む所存でありますので、組合員各位の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

安曇川沿岸土地改良区理事長 中川 幸雄

令和2年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

各集落の連絡調整員様より、改良区の広報紙など配布物の送付・連絡事項の通知をさせていただいております。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

下古賀	井上公一	沖田	奥谷義則	青柳	柴田敬三	針江	福田和仁
上古賀	入江輝美	北出	石島一明			五十川	中村義之
長尾	野村勝志	三尾里	前川和広	新庄	多胡裕之	辻沢	足立功
中野	内村泰雄	西万木	鈴木久人	川原市	岡田敏彦	今市	島本正樹
南古賀	中谷修	五番領	中村智	井ノ口	多谷治	平井	八田究
南市	早藤昌夫	馬場	横井喜久	安養寺	栗原隆二	田井	饗庭庄威
下ノ城	横井裕	三重生	多胡重孝	北畑	多胡末雄	森	川口弥寿夫
仁和寺	村山雅和	庄堺	熊谷澄男	藁園	本庄治夫	堀川	坂尾郁夫
三田	早藤良昭	上寺	小川長雄	太田	清水均	山形	坂尾貴浩
佐賀	内藤哲夫	十八川	八木権次	深溝	中村憲一	霜降	山川友博

※前期・後期の納付書と賦課金納付証明書は、組合員の皆様に直接送付しております。

送水量などのご要望は、各集落の連絡調整員様を通じてご連絡をお願いします。

第70回通常総代会を開催

令和2年3月14日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が原案どおり全て可決承認されました。なお、今回の総代会に限り、新型コロナウイルス感染症予防のため、書面議決による開催とさせていただきます。

【総代会提出議案】

- 議第 9 号 令和元年度一般会計収支補正予算(第1号)及び繰越明許費について
- 議第 10 号 令和元年度地区除外決済金特別会計収支補正予算(第1号)について
- 議第 11 号 令和2年度事業計画について
- 議第 12 号 令和2年度地区除外決済金算定基準の変更について
- 議第 13 号 令和2年度役員報酬について
- 議第 14 号 令和2年度組合費の賦課徴収方法について
- 議第 15 号 令和2年度歳計現金の預入先について
- 議第 16 号 令和2年度一時借入金について
- 議第 17 号 令和2年度長期借入金について
- 議第 18 号 令和2年度一般会計収支予算について
- 議第 19 号 令和2年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 議第 20 号 令和2年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成30年度 一般会計収支決算の報告				令和2年度 一般会計収支予算の報告			
令和元年11月16日(土) 第89回臨時総代会が開催され、可決されました。				令和2年3月14日(土) 第70回通常総代会が開催され、可決されました。			
収 入	決 算 額	支 出	決 算 額	収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1 組合費	50,076,600 円	1 事務所費	18,567,577 円	1 組合費	49,135,000 円	1 事務所費	20,431,000 円
2 借入金	7,100,000 円	2 維持管理費	34,691,721 円	2 借入金	8,000,000 円	2 維持管理費	80,417,000 円
3 補助金	22,162,338 円	3 償還金	2,144,773 円	3 補助金	62,850,000 円	3 償還金	41,491,000 円
4 交付金	0 円	4 負担金	19,140,150 円	4 受託金	125,000 円	4 負担金	12,135,000 円
5 雑収入	1,314,545 円	5 財産費	3,066,827 円	5 交付金	1,200,000 円	5 財産費	3,078,000 円
6 財産収入	0 円	6 諸 費	4,983,843 円	6 雑収入	688,000 円	6 諸 費	6,079,000 円
7 繰入金	1,787,312 円	7 予備費	0 円	7 財産収入	1,000 円	7 予備費	1,000,000 円
8 繰越金	4,095,642 円			8 繰入金	39,606,000 円		
合 計	86,536,437 円	合 計	82,594,891 円	9 繰越金	3,026,000 円		
【差引額】	3,941,546 円	を令和元年度へ繰越しました		合 計	164,631,000 円	合 計	164,631,000 円

令和2年度 県営かんがい排水事業の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸幹線 用水路改修	平成26年度 ～ 令和4年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	660,000,000 (円)	100,000,000 (円)	10,000,000 (円)	用水路工 用地補償 測量試験
県営農地防災事業 (障害防止対策事業) 奥山ダム地区	ダム遠隔監視 制御装置更新	平成30年度 ～ 令和4年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	350,000,000 (円)	0 (円)	-	事業内容等精査の為 業務発注なし

賦課金の改定について

令和元年11月16日に開催されました第89回臨時総代会におきまして、賦課金の改定についてご決議をいただきました。賦課金につきましては、下記のとおり今年度から変更させていただいております。

経常賦課金	主に、事務所運営に充てる経費。
事業賦課金	主に、施設の維持管理・償還に充てる経費。転作がある場合、後期(11月)で調整します。

【経常賦課金の改定】 高島市運営補助金削減分を補填するために令和2～5年度にかけて金額を改定します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
運営補助金	-100	-100	-100	-100	-100	-	500円 減
	1,000	900	800	700	600	600	
経常賦課金	-	-	+100	+100	+100	+200	500円 増
	2,100	2,100	2,200	2,300	2,400	2,600	

(10a当り/円)

【事業賦課金の改定】 等級により地区ごとで異なっていた単価を平準化し、全地区一律単価とします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1等級	4,465	4,000	4,000	4,000	4,000
2等級	4,403				
3等級	4,340				
4等級	4,217				
5等級	4,093				
6等級	3,969				
7等級	3,846				
8等級	3,783				

(10a当り/円)

転作による減額について

転作がある場合、農業共済の細目書のデータをもとに後期(11月)に事業賦課金を半額にさせていただいております。細目書に転作の申請がないと、減額の対象にはなりません。(現地確認など個別の申出には対応していません)

◇ご注意◇

細目書に転作の申請をされていても、『調整水田』や『養魚池』など、水を使う用途での申請は減額の対象外となります。また、水を使う用途で申請があった際は、実際に水を使用していない場合であっても、水を使用するものと判断します。

- ◆ 後期に納付がある場合 → 後期納付の賦課金額から転作分が減額されます。
- ◆ 前期全納の場合 → 減額分を還付させていただきます。

農地中間管理機構を経由する場合

令和元年度より、農地中間管理機構からの報告で受け手の方に耕作権を移転出来るようになりました。農地中間管理機構を経由して耕作される場合は、改良区への組合員資格得喪通知書の提出は不要です。

◆令和元年度 完了工事

◆ 小規模土地改良事業

- ・ 北畑幹線用水路改修工事

フリューム水路
(B)700×(H)500 L=10m



◆令和2年度 実施予定事業

◆ 農業水利保全合理化事業

- 床止工改修事業計画資料作成 一式



- 奥山ダム耐震性能調査 一式



◆ 農村地域防災減災事業

- ・ 長尾転落防止柵設置 L=597.6m



◆ ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

- ・ 水位計遠隔監視通報装置設置 3か所



- ・ 中野転落防止柵設置



こんなときは届出が必要です

● 組合員の資格等に変更があった場合

- ・ 耕作者の変更
- ・ 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・ 農業者年金等による経営移譲
- ・ 生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ・ 住所変更



組合員資格得喪通知書

の提出が必要です

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

※ 賦課基準日は、4月1日です。基準日以降に提出されますと、翌年度に変更されます。

※ 農業共済や農業委員会への届出だけでは、土地改良区の組合員の変更はできません。

※ 用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。

前年度と同じ方に賦課金がかかりますので、変更がある場合は忘れずに用紙の提出をお願いします。

● 振替口座を変更・口座振替を新規契約したい場合

- ・ 振替口座を変更したい
- ・ 口座振替を新規契約したい



預金口座振替依頼書

の提出が必要です

専用の用紙がございますので、改良区までご連絡ください。

【取扱金融機関】

西びわこ農協、新旭町農協、関西みらい銀行
滋賀銀行、滋賀県信用組合、ゆうちょ銀行

※ 用紙は、取扱金融機関の窓口へ提出をお願いします。

※ 口座を停止・解約された場合は、改良区までご連絡ください。

● 農地を転用(地区除外)したい場合

- ・ 田を住宅等へ転用
- ・ 公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)



農地転用等の通知および意見書交付願

の提出が必要です

用紙は、高島市農業委員会でお受け取りください。

農地転用(地区除外)の際は、面積に応じて **決済金の納付が必要です。**

※ 公共用地買収(寄付の場合も含む)の場合でも決済金の納付が必要です。

※ 地区から除外されるのは翌年度からとなります。当年度の賦課金は一年分納付していただく必要があります。

※ 青地農地については転用ができない可能性がありますので、事前に改良区へお問合せください。

※ 農業委員会を通さずに改良区の受益地から除外する場合は、『地区除外申請書』の提出をお願いします。

(地区除外申請書の用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードしてください)

令和2年度
決済金単価

1㎡あたり **137**
円

● 決済金とは

土地改良施設の維持管理費や工事にかかる事業費などは、組合員の皆様に納めていただいている賦課金でまかなわれています。転用などで土地改良区の受益地(田の面積)が減少すると、残された農地(組合員)で費用を負担することとなり、組合員一人ひとりに係る負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際に決済金を納めていただくことにより、残された農地(組合員)への負担をなくし、公平を図っています。

決済金単価は、毎年4月1日を基準に算出しており、年度ごとに変動します。

組合員様からの声(Q&A)

Q 水路清掃の出役が高齢化で困難になってきているので、何か対策していただけますか。

A 当改良区としましては、市の助成金削減や施設整備に伴う償還金等々ございます中で、更に厳しい財政運営を強いられる状況であることから、水路清掃はこれまで通りの対応を皆様をお願いしたいと考えております。
また、安全対策・作業負担の軽減としまして、水路へ安全に下りていただくためのタラップ設置や、用水路沿いに防草シートを敷設される集落への補助制度を設けておりますので、今後も適切な対策を検討して参りたいと思います。

Q 大雨のときはどのような対応をされていますか。

A 台風や豪雨等が予想される場合は、幹線用水路及び支線用水路の通水を止めています。
しかし、山間部や農用地及び宅地などからの降雨が流入することにより、水路があふれる恐れがありますので、日頃から堰板等の通水を阻害する障害物につきましては、地元や関係者の皆様で適切な管理をお願い致します。

Q 田を作っておらず、水も使っていないのに、賦課金がかかるのですか。

A 地目が田である場合は、用水の利用状況にかかわらず賦課金を払っていただく必要があります。
賦課金が現耕作者に掛からなくするには、『組合員資格得喪通知書』を提出していただき耕作者を変更するか、地目を田から宅地等に変更し、改良区の受益地から除外する手続が必要がありますので、改良区へお問合せください。
(耕作者の変更・地区除外についての詳細は、6ページをご覧ください)

Q 転作にしているのに、4月に来た納付書は減額されていません。

A 前期(4月)の納付書につきましては、今年度における転作の有無が把握できませんので、転作がされない場合の金額が記載されています。
今年度転作される場合は、農業共済からのデータを集計した後、転作土地については後期(11月)分の納付書により金額を調整いたします。
なお、前期で全納されている組合員様につきましては、転作確認後還付いたします。
(転作による減額についての詳細は、4ページをご覧ください)

Q 広報紙に上質な紙が使われていて、もったいないと思います。

A 改良区では、年に一回広報紙「清流」を発行し、活動内容や申請手続などを皆様にお知らせしております。用紙につきましては、改良区において業者より見積を徴収したうえで、一番安価なコート紙を使用しています。
また、制作につきましては改良区職員が構成編集等すべて作成しています。

◆ メール配信始めました ◆

改良区からのお知らせをメールで受信できるようになりました。

配信をご希望の方は右のQRコードを読み取り、必要事項を入力して登録をお願いします。(QRコードを読み取ると改良区のホームページに移動します)

▼メール配信登録ページ



お問合せ先

電話

0740-33-0009

ホーム
ページ

<https://www.adogawaengan.com>

改良区からのお知らせ

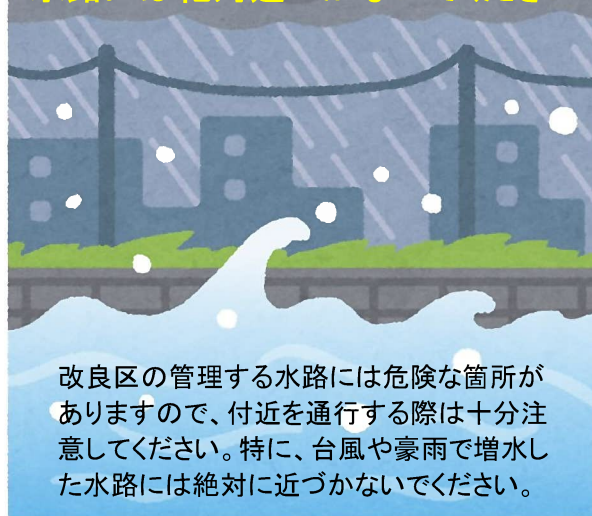
● 令和2年度賦課金について

納入期日	前期	令和2年 4月30日(木)
	後期	令和2年 11月30日(月)

納入期日までの納付にご協力をお願いします

- ◇ 賦課金は、4月1日を基準に組合員に賦課されます。
- ◇ 期日を過ぎても納入の確認ができない場合、督促状を発行します。
- ◇ 賦課金の改定により、今年度より金額が変わっています。詳しくは4ページをご覧ください。

水路には絶対近づかないでください



● 幹線用水路 水路清掃について

夏期 令和2年7月19日(日)

春期 令和3年3月21日(日)

上記日程で水路清掃を実施します。前日から水路の水を止めますので、鯉の水などは各ご家庭で対応をお願いします。

● 水管理について

- ◇ 公平な配水を実施するため、用水のかけ流しはやめましょう！
かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。
- ◇ ゴミや雪などを水路に落とさないでください！
水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。
また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。
- ◇ 豪雨時の堰板の管理について
豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべてのほ場に水が行き渡るよう、適切な水管理にご協力をお願いします。



■ 発行所 安曇川沿岸土地改良区

■ 発行人 理事長 中川幸雄

■ 電話 0740-33-0009

■ ホームページ <https://www.adogawaengan.com>

■ 住所 520-1202

滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1

■ F A X 0740-33-0093

■ Eメール mail@adogawaengan.com